

**BSEを早期に根絶するため死亡牛を適正処理しましょう!!**

# 死亡牛適正処理のしくみ

死亡牛



**96ヵ月齢以上の死亡牛 家保搬送**

- ①家保へ届ける
- ②獣医師へ検案依頼 (BSE検査依頼書に記入欄あり)
- ③BSE検査依頼書に記入



各家畜保健衛生所

- ①家畜焼却手数料徴収
- ②採材
- ③焼却処分

96ヵ月齢未満であっても

- ・48ヵ月前以上の起立不能を示す死亡牛
- ・全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛については、BSE検査を行う必要があります。

96ヵ月齢未満の死亡牛 搬送

県外輸送費・処理費支払



- ①獣医師へ検案依頼
- ②死亡牛処理整理票の記入

広島化製企業組合  
鳥取営業所

搬送



広島化製企業組合(広島県)  
化製後焼却処分

管轄の家畜保健衛生所はこちらです。

## 鳥取家畜保健衛生所

〒680-1132  
鳥取県鳥取市国安210  
電話 0857-53-2240  
FAX 0857-53-6352



## 倉吉家畜保健衛生所

〒682-0017  
倉吉市清谷町2-132  
電話 0858-26-3341  
FAX 0858-26-8164



## 西部家畜保健衛生所

〒689-4213  
西伯郡伯耆町金屋谷1540-17  
電話 0859-62-0140  
FAX 0859-62-0143



# 料金のお知らせ




令和2年4月1日より死亡牛の  
BSE検査処理方法がかわります。

## ●BSE検査対象牛の料金

料金は税込みです。

月齢	区分	家畜焼却処理手数料
96ヶ月齢以上	全て	30,000円
48ヶ月齢以上96ヶ月齢未満	起立不能牛または特定症状牛	30,000円
24ヶ月齢以上48ヶ月齢未満	特定症状牛	30,000円
12ヶ月齢以上24ヶ月齢未満		15,000円
12ヶ月齢未満		2,500円

- 起立不能牛または特定症状牛の区分は、各獣医師に確認してください。
- 上記のBSE検査対象牛は各家畜保健衛生所に搬入してください。
-  の経費は、各家畜保健衛生所から別途請求があります。

## ●BSE検査の対象とならない牛の料金

料金は税込みです。

月齢	県外輸送費	適正処理費	マニフェスト代	計
24ヶ月齢以上96ヶ月齢未満	4,400円	30,250円	150円	34,800円
3ヶ月齢以上24ヶ月齢未満	4,400円	12,650円	150円	17,200円
3ヶ月齢未満	1,650円	7,150円	150円	8,950円

- 月齢に対応した料金を従来どおり広島化製企業組合(旧萬谷商店)に支払ってください。

## ●BSE検査対象牛の料金に対して、国から補助金(輸送費、処理費の1/2以内)が 交付されます

月齢	県内依頼輸送費 (補助金限度額)	適正処理費 (補助金限度額)
96ヶ月齢以上	3,000円	10,000円
24ヶ月齢以上96ヶ月齢未満	3,000円	10,000円
12ヶ月齢以上24ヶ月齢未満	2,100円	6,500円
3ヶ月齢以上12ヶ月齢未満	2,100円	1,250円

- 各家畜保健衛生所までの輸送を業者に依頼された場合は、その料金に対して補助金が交付されます。
- 国からの補助金は、死亡牛の適正処理が確認された後に畜産推進機構が交付します。



鳥取県農林水産部畜産課 ☎0857-26-7286  
 鳥取家畜保健衛生所 ☎0857-53-2240  
 倉吉家畜保健衛生所 ☎0858-26-3341  
 西部家畜保健衛生所 ☎0859-62-0140

公益社団法人  
 鳥取県畜産推進機構  
 ☎0857-32-8113